



# 優良住宅部品認定基準

Certification Standard for Quality Housing Component

## 換気ユニット(換気口部品)

Ventilation Units (Ventilation Opening Component)

BLS VU-4:2015

2016年1月15日公表・施行

一般財団法人 **ニゴ-リビツダ**



# 目 次

## 優良住宅部品認定基準 換気ユニット(換気口部品)

### I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
- (6. 寸法)

### II. 要求性能

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
  - 1.1 機能の確保
  - 1.2 安全性の確保
    - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
    - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
    - 1.2.3 健康上の安全性の確保
    - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
  - 1.3 耐久性の確保
  - 1.4 環境に対する配慮(この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である)
    - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
    - 1.4.2 換気ユニット(換気口部品)のライフサイクルの各段階における環境配慮
      - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
      - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
      - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
      - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
      - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
      - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
  - 2.1 適切な品質管理の実施
  - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
    - 2.2.1 適切な品質保証の実施
    - 2.2.2 確実な供給体制の確保
    - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
      - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
      - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
    - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
      - 2.2.4.1 相談窓口の整備
      - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
      - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
  - 2.3 適切な施工の担保
    - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
    - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
  - 3.1 基本性能に関する情報提供
  - 3.2 使用に関する情報提供
  - 3.3 維持管理に関する情報提供
  - 3.4 施工に関する情報提供

### III. 附則



# 優良住宅部品認定基準

## 換気ユニット(換気口部品)

### I. 総則

#### 1. 適用範囲

住宅に用いられる換気設備の端末換気口で、台所、浴室、便所、洗面所、居室等の外壁に用いられるものに適用する。また、居室における自然換気用の給排気口、ダクトの中間に用いられるダンパーにも適用する。

#### 2. 用語の定義

本基準で用いる用語の定義については以下のとおりとする。

- a) 自然換気用給排気口：自然換気により居室等の換気を行うための換気口部品で、室内側に設けられる「室内側換気口」と外壁面に設けられる「室外側換気口」で一對となるものをいう。
- b) 機械換気用給排気口：居室等の機械換気の運転に伴い、直接外気を取り入れる給気口又は室内の空気を排出する排気口部品をいう。
- c) 台所用ファン連動給気口：台所用ファンの運転と連動し、開閉を行う給気口部品をいう。
- d) ダクト接続外壁用端末給排気口：ダクトを用いた機械換気システムの端末に設置される換気口部品をいう。また、直接ダクトに接続をせず外壁貫通口を覆う形状の屋外フードも含む。
- e) 防火ダンパー：風道が準耐火構造の防火区画を貫通する部分又は近接する部分に設置する、建築基準法施行令第 112 条第 16 項の要件を満たした防火ダンパーで、遮煙性能 60 分の防火ダンパーと 20 分の防火ダンパーをいう。 **住宅性能表示制度関連**
- f) 煙逆流防止型ダンパー：建築基準法施行令第 20 条の 3 第 2 項第 3 号に準じた排気上有効な逆流防止の為の措置に対応した換気口部品をいう。
- g) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- h) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
- i) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- j) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

### 3. 部品の構成

標準的な構成部品は表－1による。

表－1 構成部品

型式 構成部品名	構成の別 注1)						備考
	自然換気用 給排気口	機械換気用 給排気口	台所用ファン 連動給気口	ダクト接続 外壁用端末 給排気口	防火 ダンパー 注2)	煙逆流防止 型ダンパー	
室外側換気口	●	△	△	●	△	—	
室内側換気口	●	●	●	—	△	—	
電動シャッター 駆動部	—	—	●	—	△	—	
ダンパー本体	—	—	—	—	●	●	
遮音用部品	△	△	△	△	—	—	
風量自動調節用 部品	△	△	△	—	—	—	
防じんフィルタ ー	△	△	△	—	—	—	

注1) ●:住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。  
(必須構成部品)

△: 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい  
部品及び部材を示す。(選択構成部品)

注2) **住宅性能表示制度関連**

### 4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は、名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化したもの、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

### 5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

- a) 取付け下地の確認
- b) 機器の取付
- c) ダクト接続を行うものにあつてはダクトへの接続
- d) 台所用ファン連動給気口及び防火ダンパー(台所用ファン連動給気口付)にあつては電源の接続
- e) その他構成部品の取付

### (6. 寸法)

## II. 要求事項

### 1. 住宅部品の性能等に係る要求事項

#### 1.1 機能の確保

##### a) 圧力損失

- 1) 台所用ファン連動給気口及び防火ダンパー(台所用ファン連動給気口付)は、ダクト接続口径に応じ圧力損失が適切で、必要な通気量が確保されたものであること。
- 2) ダクト接続外壁用端末給排気口及び防火ダンパー(ダクト接続外壁用端末給排気口付)は、圧力損失が適切で、必要な通気量が確保されたものであること。

##### b) 通気量

- 1) 自然換気用給排気口は、適切な通気量が確保されたものであること。
  - 2) 機械換気用給排気口の排気用は、適切な通気量が確保されたものであること。また、室外側換気口を有する機器にあっては、室外側換気口と室内側換気口を一对にした場合にも所定の通気量が確保されたものであること。
  - 3) 機械換気用給排気口の給気用は、適切な通気量が確保されたものであること。
- c) 自然換気用給排気口、機械換気用給排気口、台所用ファン連動給気口及び防火ダンパー(台所用ファン連動給気口付)で遮音機能を有するものは、遮音性能が適切であること。
- d) 自然換気用給排気口及び機械換気用給排気口(室外換気口を有する機器)は、パイプ内に著しい雨水の侵入のないこと。

##### e) 防火性能

防火ダンパーは、次のいずれかの性能を有するものであること。

- 1) 建築基準法施行令第 112 条第 1 項の特定防火設備 (1 時間の遮炎性能を有するもの) であって、建築基準法施行令第 112 条第 16 項の要件を満たした防火ダンパーであること。 **住宅性能表示制度関連**
  - 2) 建築基準法第 2 条第九号二 口の防火設備 (20 分の遮炎性能を有するもの) であって、建築基準法施行令第 112 条第 16 項の要件を満たした防火ダンパーであること。 **住宅性能表示制度関連**
- f) 煙逆流防止型ダンパーは、平成 12 年 5 月 25 日付け建設省告示第 1403 号で定めた構造方法であること。
- g) 台所用ファン連動給気口及び防火ダンパー(台所用ファン連動給気口付)の消費電力は、表示値に対する許容差が適切であること。

#### 1.2 安全性の確保

##### 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

- a) 自然換気用給排気口、機械換気用給排気口は、次の性能を有するものであること。
  - 1) 虫の侵入しにくい構造であること。
  - 2) 全閉できること。
- b) 自然換気用給排気口、機械換気用給排気口、ダクト接続外壁用端末給排気口及び防火ダンパー(ダクト接続外壁用端末給排気口付)は、雨水の侵入しにくい構造であること。
- c) ダクト接続外壁用端末給排気口及び防火ダンパー(ダクト接続外壁用端末給排気口付)は、鳥の侵

入しにくい構造であること。

### 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

- a) 人体の触れやすい箇所に、バリ、メクレ、危険な突起物がないこと。
- b) 台所用ファン連動給気口及び防火ダンパー(台所用ファン連動給気口付)は、絶縁抵抗、耐電圧、耐湿絶縁性能について、電気的な安全性が確保されていること。また、外壁貫通型等で雨水のかかる恐れのあるものにあつては、注水絶縁性能が確保されていること。

### 1.2.3 健康上の安全性の確保

自然換気用給排気口、機械換気用給排気口、台所用ファン連動給気口、防火ダンパー(台所用ファン連動給気口付)及びダクト接続外壁用端末給排気口で、花粉などの塵埃除去を行うものにあつては、塵埃の除去が適切であること。

### 1.2.4 火災に対する安全性の確保

台所用ファン連動給気口及び防火ダンパー(台所用ファン連動給気口付)の電装部は、次の火災に対する安全性が確保されたものであること。

- a) スイッチの接点温度の上昇が適正に保たれていること。
- b) 充電部は露出しない構造であること。
- c) 電氣的結線及び配線の取回しは確実であること。

## 1.3 耐久性の確保

金属部分は、通常使用される設置環境において著しい腐食等のないこと。

## 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

### 1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

### 1.4.2 換気ユニット（換気口部品）のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

#### 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、その他の使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、その他の処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

### 2. 供給者の供給体制等に係る要求事項

#### 2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

#### 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

##### 2.2.1 適切な品質保証の実施

###### a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

###### b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

- 1) 室外側換気口、室内側換気口（ただしダンパー本体、電動シャッター駆動部を除く） 5年
- 2) 1)以外の部分又は機能に係る瑕疵 2年

##### <免責事項>

- 1 住宅用途以外で使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
- 5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
- 6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合
- 9 消耗部品の消耗に起因する不具合
- 10 指定規格以外の電気を使用したことに起因する不具合

##### 2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

##### 2.2.3 適切な維持管理への配慮

###### 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやす

い製品であること。

### 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等の情報を明示していること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

### 2.2.4 確実な維持管理体制の整備

#### 2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

#### 2.2.4.2 維持管理体制の構築等

維持管理体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

#### 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

### 2.3 適切な施工の担保

#### 2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造躯体等とのインターフェイスが適切であること。

#### 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

施工方法・納まりが適切に定められているとともに、施工上の注意点、禁止事項が明らかとなっていること。

### 3. 情報の提供に係る要求事項

#### 3.1 基本性能に関する情報提供

機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、提供されること。

#### 3.2 使用に関する情報提供

使用についての情報をわかりやすく記載した取扱説明書、及び保証書が所有者に提供されること。

#### 3.3 維持管理に関する情報提供

維持管理についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、維持管理者等に提供されること。

#### 3.4 施工に関する情報提供

施工について、次の事項を記載した施工説明書等が施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。
- b) 品質保証に関する事項を記載した施工説明書等が、施工者に提供されること。

### Ⅲ. 附則

1. この認定基準（換気ユニット（換気口部品） BLS VU-4:2015）は、2016年1月15日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、優良住宅部品認定基準（換気ユニット（換気口部品） BLS VU-4:2011）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。



# 優良住宅部品認定基準（換気ユニット／換気口部品） 解説

以下は、「優良住宅部品認定基準（換気ユニット／換気口部品）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

## I 今回の改正内容

JIS 改正に伴う塩水噴霧試験の改正

## II 基準改正の履歴

【2012年3月30日 公表・施行】

1. 「2.3 適切な施工の担保」、「3.4 施工に関する情報提供」の改正
2. 認定基準の表現統一に係る文言修正

【2009年3月31日 公表・施行】

安全に係る要求項目の評価の第三者性の確保

【2008年10月1日 公表・施行】

附則 3. を追記した。

【2006年7月25日 公表・施行】

1. 換気ユニットとセントラル換気システム(全般換気)を別品目として独立
2. 認定基準の性能規定化
3. 環境に対する配慮、供給者の供給体制等に係る要求事項及び情報の提供に係る要求事項の充実

【2001年3月20日 公表・施行 2001年10月1日修正】

1. 「2. 用語の定義」の修正
2. 「5. 施工範囲」の修正
3. 「7. 性能（1）機能性・快適性の確保」、「7. 性能（2）機械的な抵抗力・安定性の確保」、「7. 性能（5）火災に対する安全性の確保」、「7. 性能（6）耐久性の確保」、「9. 適切な施工の担保（2）施工説明書等の記載内容」、「9. 適切な施工の担保（3）施工説明書等の記載範囲」、「12. 品質保証及び確実な維持管理サービスの提供」の改正

【2001年3月20日 公表・施行】

1. 住宅性能表示制度の評価方法基準への対応
2. 誤解の招きやすい用語の変更
3. 用語の定義を追加
4. 構成表の変更
5. 接続口径表の変更
6. メンテナンスについて規定化
7. 施工説明書等の記載内容を追加
8. 無償修理保証の対象及び期間も明確化

【2000年12月20日公表・施行】

住宅性能表示制度の評価方法基準への対応

【2000年10月31日公表・施行】

優良住宅部品の保証制度の拡充に伴う変更

【2000年7月10日公表・施行】

施工の範囲における表現の明確化

【1999年8月20日公表・施行】

1. 単位の変更
2. 外壁用端末換気口の圧力損失係数の定義
3. 外壁用端末換気口の防鳥対策